

意見書

平成 20 年 6 月 23 日

総務省情報通信政策局
放送政策課 御中

〒107-8006
とうきょうとみなとくあかさか
東京都港区赤坂 5-3-6
かぶしがいしゃ とうきょうほうそう
株式会社 東京放送

だいひょうとりしまりやくしゃちょう 代表取締役社長 いのうえ ひろし 井上 弘

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案) に関し、別紙のとおり意見を提出します。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
16		サービスエリアにおける世帯カバー率	マルチメディア放送をサービスエリアであまねく受信できるようにすることは望ましいことで、それを努力目標として、事業者を求めることは適当だと考える。一方で、報告書に記載のように「開始5年後に90%以上の世帯カバー率を実現する」ことを、制度的な参入条件として規定することは好ましくないと考える。事業者の負担を著しく増大させ、新しいメディアの事業性自体を損なうことにつながりかねない。
21		V-L O W、V-H I G Hの割り当て	携帯端末での受信を前提とした「全国向け放送」に対し、アンテナの内蔵が可能になるV-H I G Hの周波数帯域を割り当てるのは適切だと考える。また、複数のチャンネルが必要になる「地方ブロック向け放送」にV-L O Wのより多くの周波数帯域を割り当てたことも評価できる。
24		「地方ブロック向け放送」の扱い	ラジオ放送事業をめぐる状況は各地方ブロックにおいて、必ずしも一律ではない。申請が行われない地方ブロックが生じた場合に、「すべて全国向け放送に改めた上で再度参入希望者を募る」などの対応策が例示されているが、これは決して採用すべきではないと考える。申請に関しては、各地方ブロックの聴取者、事業性、経済、文化、歴史などを勘案の上、準備ができたブロックから段階的に処置していくような対応が望ましい。そもそも各地方の地域性や多様性を生かすためのブロック分けでもあり、その意義が生かされないことにもなる。
30		ハード・ソフト分離制度の導入	「地方ブロック向け放送」に関しては、多チャンネル化が実現しやすい衛星放送（B S デジタル）型のハード・ソフト分離制度の導入が選択肢として現実的である。また1つの企業がハード、ソフト会社を支配することによって、他のソフト会社が恣意的に排除されるようなことがないよう、制度の整備をお願いしたい。

30		NHKのノウハウ等の活用	「地方ブロック向け放送」の立ち上げや普及に当たっては、NHKのコンテンツや、技術面でのノウハウの活用に期待したい。また日本の放送環境は、公共放送と民間放送の二元体制によって健全な発展を遂げてきた歴史がある。新しい放送においても、一方が肥大することなく、そのバランスを引き続き維持できることが望ましい。
31		出資規律 表現の自由享有基準	マルチメディア放送では、規律を「基本的には緩和の方向とする」との記載は評価できる。また既存放送事業者が新規参入事業者に比べて不利な扱いとならないよう希望する。
34		サイマル放送の扱い	新規コンテンツであることを比較審査の際に重視しすぎると、利用者のニーズの高い既存コンテンツが結果的に排除されることも起こりうる。これは利用者の不利益にもつながるもので、こうした優遇措置の適用は慎重に検討されるべきである。
36		事業規律 利用者の限定	放送事業者がマルチメディア放送の提供相手を正当な理由なく特定の者に限定することは、報告書に記載の通り、好ましくない。放送法の規定にもあるように、あくまでも利用者利益の確保を第一として、例えば特定の携帯電話事業者の利用者に限定されないような放送サービスが行われるよう、期待する。